



消費者を守るクーリング・オフ制度

契約をしても一定の期間は契約解除が出来ることを知っていますか？
これは、「クーリング・オフ制度」といいます。契約をしてしまっても、
一定の期間、頭を冷やしてよく考え、必要がなければその契約を一方的
に解除できる消費者保護制度です。

取引の内容	クーリング・オフの期間
訪問販売 ・家庭訪問販売 ・キャッチセールス ・SF商法 ・アポイントメントセールス	契約書面の交付された日から8日間
電話勧誘販売	契約書面が届いた日から8日間
割賦販売クレジット契約	クーリング・オフの告知の日から8日間
マルチ商法（連鎖販売取引）	契約書面の交付された日から20日間
現物まがい取引（預託取引）	契約書面の交付された日から14日間
海外先物取引	契約の締結日の翌日から14日間
宅地建物取引	クーリング・オフの告知の日から8日間
ゴルフ会員権契約	契約書面の交付された日から8日間
投資顧問契約	契約書面の交付された日から10日間
生命保険契約	契約書面の交付された日から8日間

☆クーリング・オフは必ず書面で行いましょう。
☆証拠を残すためにコピーをとって保管しましょう。
☆簡易書留郵便にすると良いでしょう。
☆クレジットを利用した場合は、信販会社にも通知しましょう。

ハガキの場合

申込契約日 契約解除通知
販売会社名 〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇
右記日付の契約を解除（撤回します）。
払済の〇〇円を返金してください。商品も
早急に引き取ってください。
平成〇年〇月〇日
氏住所 氏名

(印)

商品の種類や取引の内容でクーリング・オフできない場合があります。

- ① 3,000円未満の現金取引の場合
- ② 化粧品や健康食品などの消耗品を使用した場合
- ③ 乗用自動車



電話勧誘による高額なパソコン契約

相談内容

「今、あなたの会社で将来必要な人材として、会社の中からあなたが選ばれ紹介された」と職場へ電話があり、パソコンやインターネットの話がされた。

「パソコンは持っていない」と答えると、「パソコン本体はサービスで無料で提供する」と言われた。「ただし、インターネット使用にかかる一生涯分の電話

代とホームページを開設するために100万円の費用がかかる」と説明された。100万円は高いと思ったが、会社からの紹介と最初に言われたので信用して契約した。7ヵ月後に職場でパソコンの話が出たので上司に確認したら、会社では社員の紹介は一切していないと言われた。契約書面はパソコンの購入になっており、勧誘説明と違うので解約したい。

(21歳 男性)

〈処理結果〉

会社の紹介という事実ではない勧誘方法や、主目的がパソコンの販売であるのに、インターネット使用の電話代との虚偽説明があったことを、内容証明郵便で通知するよう指導した。その後、消費生活センターが業者と交渉した結果、販売方法に問題があったことを業者が認めて、パソコンも未使用だったので無条件解約となった。

